

令和6年度（令和5年分）給与支払報告書の提出について

1. 提出期限

令和6年1月31日（水）

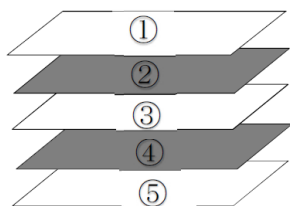
※期限後に提出された場合、税額通知の送付が遅くなる場合があります。

2. 提出先

給与等の支払いを受けた方の令和6年1月1日現在の住民登録地（または居住地）の市町

※ただし、居住地（実際に住んでいた所）が住民登録地と異なる場合は、居住地の市町へ提出してください。

3. 提出物



①給与支払報告書（総括表）

②特別徴収仕切紙

③給与支払報告書（個人別明細書）（特別徴収分）

④普通徴収理由書兼仕切紙

⑤給与支払報告書（個人別明細書）（普通徴収分）

※①～⑤を一束にしてご提出ください。訂正などにより再提出する場合も同様にご提出ください。

4. 特別徴収の推進について

地方税法第321条の3及び地方税法第321条の4の規定により、給与を支払う事業主は、原則として、すべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収（給与天引き）していただく必要があります。住民税を特別徴収できない方については、給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に必ず普通徴収理由もしくは以下の符号を記載してください。

また、普通徴収理由書兼仕切紙に普通徴収理由に該当する人数の記載をしてください。普通徴収理由もしくは符号の記載がない場合や普通徴収理由に該当しないことが明らかな場合、原則「特別徴収」とさせていただきます。

【普通徴収理由】

符号	普通徴収理由
普A	他の事業所で特別徴収（乙欄適用者など）
普B	給与が少なく税額が引けない
普C	給与の支払いが不定期（給与の支払いが毎月ではない）
普D	退職者、退職予定者（5月末日まで）又は休職者（育児休業を含む）
普E	総従業員が2名以下
普F	事業専従者のみ

※普A～普D、普Fに該当するものを除く

5. その他注意事項

給与支払報告書を「特別徴収」として提出後、退職等により特別徴収できなくなった方がいる場合は「給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書」をご提出ください。